

## 議案第9号

### 鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県延滞金徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後

(延滞金の額)

第3条 略

2 当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年14.6パーセントの割合	次項に規定する延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
年7.3パーセントの割合	当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）

改 正 前

(延滞金の額)

第3条 略

2 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）

(鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料等徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年14.5パーセントの割合</td> <td>次項に規定する<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>年7.25パーセントの割合</td> <td>当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの<u>割合</u>を超える場合に</td> </tr> </table>	年14.5パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合	年7.25パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの <u>割合</u> を超える場合に	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年14.5パーセントの割合</td> <td>次項に規定する<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>年7.25パーセントの割合</td> <td>当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25</td> </tr> </table>	年14.5パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合	年7.25パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25
年14.5パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合								
年7.25パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの <u>割合</u> を超える場合に								
年14.5パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合								
年7.25パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25								

は、年7.25パーセントの割合)

パーセントの割合)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条第2項及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。